

Global Tax Update

インドネシア

デロイトトーマツ税理士法人

2017年9月号

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。

日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

インドネシアにおけるタックスヘイブン対策税制(Controlled Foreign Corporation Rule)のアップデート

インドネシア財務省(以下「MoF」)は、2017年7月27日付けで被支配外国法人(Controlled Foreign Corporation: 以下「CFC」)に対するタックスヘイブン対策税制(以下「CFC ルール」)の導入のための2017年度財務省規定第107号(以下「PMK-107」)を発行した。このルールは、被支配外国法人が支払う配当金に係る外国税額控除に関する2008年財務省規定第256号(以下「PMK-256」)および2002年財務省通達第164号(以下「KMK-164」)の一部を無効にするものである。この新しいCFC ルールは、2017年度から有効となる。

(1) 被支配外国法人(CFC)判定要件

CFC ルールは、インドネシア納税者の非上場外国企業に対する所有権に適用される。PMK-256では直接的または間接的な所有権に言及していないが、PMK-107では以下のように直接的および間接的なCFC の判定基準を明示している。

- 直接的なCFC(direct CFC)は、インドネシア納税者が単独でまたはインドネシアの他の納税者と共同で払込資本の少なくとも50%を直接的に所有する外国法人である
- 間接的なCFC(indirect CFC)とは、その株式の少なくとも50%がインドネシアの納税者および直接的・間接的CFC によって所有されている外国法人、インドネシア納税者と他のインドネシア納税者が直接的・間接的なCFC を通じて共同で所有している外国法人、または直接的・間接的CFC によって所有されている外国法人である

出資額は、インドネシア納税者の年度末時点の所有割合であり、以下のいずれかをいう。

1. 非上場外国法人が発行した払込資本の総額、または
2. 非上場外国法人が発行した議決権を有する払込資本の総額

PMK-107に基づき、CFC ルールは子会社の各階層に適用され、50%の基準は各階層毎に適用される。

(2) 信託(Trust)

CFC が信託または類似の事業体を通じて所有されている場合、そのような信託または類似の事業体の種類にかかわらず判定される。つまり、信託を通じてCFC を所有する権利保有者でも一定の支配力を有する限り依然としてCFC ルールの適用対象となることを意味する。このCFC ルールが適用される場合、複数の税金が(信託のタイプに応じて)権利保有者と信託の双方に課税される場合がある。

(3) みなし配当(Deemed Dividend)のタイミング

みなし配当の認識時期に関する変更はない。すなわちCFC が年間の所得税申告書を提出する義務がある場合には申告書提出締切日後4ヶ月、またはCFC が年間の所得税申告書を提出する義務がない場合や年次所得税申告書の提出期限が定められていない場合には、会計年度終了後7ヶ月となる。

(4) みなし配当の計算

みなし配当は、直接的CFC の税引後純利益に当該直接的CFC に対する株式保有割合を乗じて算定される。PMK-107は、間接的CFC によるみなし配当の計算のための新しい条項を規定している。課税ベースは間接的CFC の税引後純利益に間接的CFC が保有する直接的CFC に対する有効株式所有割合を乗じて算定される。

CFC の税引後純利益は、CFC の居住する国において適用される会計原則および実際に支払った税金に基づいて算定されていることに注意する必要がある。さらに、当該純利益にはCFC が稼得したその他の収益/利益も含まれる。

PMK-107 のもう一つの重要な特徴は、みなし配当は過去5年間で直接的CFC から受領した実際の配当金と相殺することができる。受領した実際の配当

金がみなし配当金よりも大きい場合、その差額は所得税の課税対象となり、実際の配当金を受領した年度の所得税申告書において申告することになる。

(5) 外国税額控除(Foreign Tax Credit)

インドネシア納税者は、直接的 CFC から受領した配当金に対して支払ったまたは源泉された所得税額を、次の限度のうちいずれか低い金額で、納税時または源泉時の会計年度に税額控除することができる。

1. 租税条約で定められた税率
2. 実際に支払うべきまたは支払われた外国所得税
3. 直接的 CFC から受領した配当とみなし配当額の割合に、そのみなし配当に対する所得税を乗じた金額。みなし配当に対する所得税は、課税所得に対するみなし配当の割合に、支払うべき所得税額を乗じて計算される

外国税額控除を申請するには、直接 CFC に関する所定の書類を国税総局(DGT)に提出する必要がある。

計算の定義と例についての詳細な説明は、PMK-107 の添付文書に記載されている。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

Deloitte Indonesia ジャカルタ事務所

ディレクター 杉本 浩二

kojisugimoto@deloitte.com

シニアマネジャー 村山 大二

damurayama@deloitte.com

マネジャー 大久保圭祐

keisokubo@deloitte.com

ニュースレター発行元

東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限责任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツ コーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#), [LinkedIn](#), [Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等することはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001